自己点検表

各点検項目について確認した結果を「点検結果」の 口 に / チェックし、不適の場合はその事由等を記載してください。

事業所名()

〇集団指導

※根拠

本体拠 ▶介護保険施設等の指導監督について(令和4年3月31日付老発0331第6号、厚生労働省老健局長通知、別添1「介護保険施設等指導指針」)

上怜话口	रक≑गक रठ	点検	結果	「不適」の場合の事由
点検項目 	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
集団指導	本市が実施する集団指導に出席等していますか。 <過去2年の出席状況> 令和 年度・・・(出席・欠席) 令和 年度・・・(出席・欠席) ※「欠席」したことがある場合は、右側の「不適」の場合の事由等の欄に「欠席」した理由を記載してください。 ※集団指導の内容は参加者が参加する意味のあるものとなるように、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等を中心としたカリキュラムとすることから、本市は集団指導への参加を重要であるものと考えています。 》集団指導を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回集団指導は、必ず出席してください。			

〇(介護予防)訪問入浴介護

(定義及び基本方針、人員、設備、運営の基準)

- ※依拠 ▶介護保険法(以下「法」という。) ▶ 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「条例」という。) ▶ 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「予防条例」という。)

点検項目 及び根拠法令等	確認事項	点検適	結果 不適	「不適」の場合の事由 及び改善方法、その他
I 定義及び基	基本方針			
1. 定義法第8条第3項	「訪問入浴介護」とは、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し 介護をいう。	、浴林	曹を提	供して行われる入浴の
法第8条の2第2項	「介護予防訪問入浴介護」とは、要支援者であって、居宅において支援;防(身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日的若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支降止をいう。)を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介助をいう。	常生活 章があ	fにおい る状態	ける基本的な動作の全 の軽減又は悪化の防
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(1)利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めなければならない。			
	(2)事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅(介護予防)サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	唯心学生	適	不適	及び改善方法、その他
2. 一般原則 条例第3条 予防条例第3条	(3)利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。			
	(4)サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。			
	(5)申請者は、法人とする。			
3. 基本方針条例第47条	指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。			
予防条例第47条	指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。			
Ⅱ 人員に関す	る基準			
1. 訪問入浴介護従業	(1)事業所ごとに置くべきサービス従業者の員数は次のとおりとなって			
者の員数 条例第48条 予防条例第48条	いますか。 ① 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 1人以上となって いますか。			
予防采例第48余	②介護職員 2人以上となっていますか。			
	(2)前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。			
2. 管理者 条例第49条 予防条例第49条	専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理上に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。 ①当該事業所の訪問入浴介護従事者としての職務に従事する場合。 ②他の事業所、施設等の職務に従事する場合。 △管理すべき事業所数が過剰である場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員を兼務する場合、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。			
Ⅲ 設備に関す			1	
設備及び備品等 条例第50条 予防条例第50条	(1)事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。			
	(2)専用の事務室又は区画については、利用者申込の受付、相談等に対応するのに適切で、浴槽等の備品・設備等の保管に必要なスペースが確保されていますか。 ▶業務に支障がないときは、他の事業と同一の事務室でも差し支えないが、区画が明確に特定されていなければならない。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	惟心争填	適	不適	及び改善方法、その他
予防条例第50条	(3)事業所には、サービスの提供に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの)、車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)等の設備、備品等が備えられていますか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。 ➤他の施設等と同一敷地内にある場合であって、事業及び運営に支障がない場合は、施設等に備え付けの設備、備品を使用することができる。			
Ⅳ 運営に関す	る基準		•	
	(1) あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ▶ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項・運営規程の概要・訪問入浴介護従業者の勤務の体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制			
	(2)当該事業所からサービスの提供を受けることについて、利用申込者の同意を得ていますか。			
2. 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。			
条例58条準用条例第 9条 予防条例第50条の3	→事例(有・無) >正当な理由の例 ①事業所の現員から応じきれない場合 ②申込者の居住地が通常の事業の実施地域外 ③利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴介護を提供することが 困難な場合			
3. サービス提供困難 時の対応 条例第58条準用条例 第10条 予防条例第50条の4	自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 →事例(有・無)			
第11条 予防条例第50条の5	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護サービスを提供するように努めていますか。 >サービス提供票や訪問入浴介護計画書等に保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載することが望ましい。			
5. 要介護認定の申請 に係る援助 条例第58条準用条例 第12条 予防条例第50条の6	(1)利用申込者が要介護認定を受けていない場合は、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。			
	(2)利用者が要介護認定を申請していない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 >居宅介護支援が行われていない利用者の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。			

点検項目	7か237 市 7五	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
6. 心身の状況等の把握 条例第58条準用条例 第13条 予防条例第50条の7	(1)サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。			
	(2)開催状況や事業所の出席状況は適切ですか。開催されていない場合は、それに代わる対応を講じていますか。			
7. 居宅介護支援事業 者等との連携 条例第58条準用条例 第14条 予防条例第50条の8	サービスを提供する場合又はサービスの提供の終了に際しては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めていますか。			
8. 決定代理受領サービスの提供を受けるための援助 条例第58条準用条例第15条 予防条例第50条の9	利用申込者又はその家族に対し、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。			
9. 居宅サービス計画 に沿ったサービスの提供 条例第58条準用条例 第16条 予防条例第50条の10	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。			
10. 居宅サービス計画 等の変更の援助 条例第58条準用条例 第17条 予防条例第50条の11	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。			
11. 身分を証する書類 の携行 条例第58条準用条例 第18条 予防条例第50条の12	(1)訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ▶利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう定められたもの。			
	(2)身分を証する書類には、事業所の名称、訪問入浴介護従業者の氏名の記載がありますか。 >身分証の様式は任意の様式となるが、訪問入浴介護従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。			
12. サービスの提供の 記録 条例第58条準用条例 第19条 予防条例第50条の13	(1)事業者は、サービスを提供した際は、当該指定訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定訪問入浴介護について利用者に代わって支払いを受けるサービス費の額その他必要な事項を書面に記録していますか。 ▶利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、サービスの提供日、内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならない。			
	(2)事業者は、サービスを提供した際は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。			

点検項目	I 加÷列 亩 T Ğ	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
13. 利用料等の受領 条例第51条 予防条例第51条	(1)法定代理受領サービスを提供した際は、その利用者から利用料の一部として利用者負担分の支払を受けていますか。 >利用者負担額(介護保険負担割合証に定める割合の額)の支払いを受けているか。			
	(2)法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。			
	(3)通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合、交通費の額、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用以外の支払を利用者から受けていませんか。 ▶あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要。			
	(4)(3)について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。			
14. 保険給付の請求 のための証明書の交付 条例第58条準用条例 第21条 予防条例第51条の2	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。 →事例:(有 ・ 無)			
15. 指定訪問入浴介 護の基本取扱方針 条例第52条 予防条例第57条	(1)利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行っていますか。 ➢目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問計画の修正を行うなど、その改善を図らなければならないことに留意する。			
	(2)自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ➢介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を修得する等、研鑽を行うべきであることに留意する。			
16. 指定訪問入浴介 護の具体的取扱方針 条例第53条 予防条例第58条	(1)サービスの提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供していますか。 ➢ 利用者の心身の状況により、全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、清しき・部分浴とするなど適切なサービスの提供に努めること。			
	(2)サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 ▶「サービス提供方法等」とは、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点などを含む。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	惟祕争填	適	不適	及び改善方法、その他
16. 指定訪問入浴介 護の具体的取扱方針 条例第53条 予防条例第58条	(3)サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行っていませんか。			
	(4)事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。			
	(5)サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。			
	(6)1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者としていますか。 > 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。 > サービス提供の責任者は、入浴介護の知識や技術がある者で、衛生管理や入浴に当たって他の従業者に作業手順等適切な指導を行い、利用者が安心してサービス提供を受けられるように配慮すること。			
	(7)サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。 > 消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知させている必要がある。 > 「サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品」の安全衛生は、利用者ごとに消毒したものを使用し、保管も清潔保持に留意する。また、皮膚に接するタオル等は、利用者ごとに取り替えるか個人専用を使用する等、安全清潔なものを使用すること。			
17. 利用者に関する市 への通知 条例第58条準用条例 第26条 予防条例第51条の3	利用者が以下のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。 (1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき			
18. 緊急時等の対応 条例第54条 予防条例第52条	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめ当該訪問入浴介助事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ・運営規程に必要な措置等を規定しているか。 ・緊急時に円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ているか。 ・緊急時に円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	惟心争块	適	不適	及び改善方法、その他
19. 管理者の責務	(1)管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。			
条例第55条 予防条例第53条	・他の業務を兼務する場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど事業所の管理業務に支障はないか。			
	(2)管理者は、従業者に訪問入浴介護の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。			
20. 運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。			
条例第56条 予防条例第54条	(1)事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務内容 (3)営業日及び営業時間 (4)指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 (5)通常の事業の実施地域 (6)サービスの提供に当たっての留意事項 (7)緊急時等における対応方法 (8)虐待の防止のための措置に関する事項 (9)その他運営に関する重要事項			
21. 勤務体制の確保 等	(1)利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに訪問入浴介護従業者の勤務体制(日々の勤務時間、職務の内容、常勤・			
条例第56条の2 予防条例第54条の2	非常勤の別、管理者との兼務関係等)を定めていますか。			
	(2)当該事業所の訪問入浴介護従業者によってサービスを提供していますか。			
	・雇用契約その他契約により、管理者の指揮命令が従業者に対して及ぶ者であるか。			
	(3)訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 >全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。 >事業所の外部で開催される研修については情報の取得、従業者への周知に努め、内部で開催する研修については、計画的に実施することが望ましい。			
	(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。			
22. 業務継続計画の 策定等 条例第58条準用条例 第31条の2 予防条例第54条の2 の2	(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。			

点検項目	Тか ≑刃 亩 тĞ	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
22. 業務継続計画の 策定等 条例第58条準用条例 第31条の2 予防条例第54条の2	(2) 訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。			
<i>0</i> 2	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。			
23. 衛生管理等 条例第58条準用条例 第32条 予防条例第54条の3	(1) 訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ・訪問入浴介護従業者が感染源となることを予防し、また、訪問入浴介護従業者を感染の危険から守るための対策を講じているか。例:携帯用の消毒液や使い捨ての手袋等を訪問入浴介護従業者に持たせているなど。 ・訪問入浴介護従業者に定期的な健診等を受診させているか。			
	(2)浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ・消毒方法等について作成されたマニュアル等が、従業者に周知徹底され適正に機能しているか。 ・消毒・清掃等の作業確認表など具体的な管理方法を定めているか。			
	(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。 A同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者として差し支えない。また、事業所により行うことも差し支えない。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。			

点検項目	Iか÷刃 亩 1Ğ	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
24. 掲示 条例第58条準用条例 第33条 予防条例第54条の4	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ・重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。・掲示内容が実際のサービス内容と一致しているか。・重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。・原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。(令和7年4月1日から施行) ※ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。 ※介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告表務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましい。 (介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所)・第140条の48第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービスに係る居宅介護サービス費、地域密着型介護やがまりた介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護や防サービス費、が護サービス費、が護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、は介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、は介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、対議予防・大力・変力を終め対象となるサービスの対価をして支払いを受けた金額が百万円以下であるもの・災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの			
25. 秘密保持等 条例第58条準用条例 第34条 予防条例第54条の5	(1)従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ・研修等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。			
	(2)当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ・従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの対策を講じているか。(誓約書や就業規則)			
	(3)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ・個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に適切な説明(利用の目的、配布される範囲等)がされ、文書による同意を得ているか。			
26. 広告 条例第58条準用条例 第35条 予防条例第54条の6	広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 例:広告に、運営規程に記載されていない保険給付対象外の利用料を掲載している。 パンフレット(有・無) ホームページ(有・無) 介護サービス情報公表システムへの掲載(年月日)			

点検項目	次 =刃車1石	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等	確認事項	適	不適	及び改善方法、その他
27. 居宅介護支援事 業者に対する利益供与 の禁止 条例第58条準用条例 第36条 予防条例第54条の7	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定 の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の 財産上の利益を供与していませんか。			
28. 苦情処理 条例第58条準用条例 第37条 予防条例第54条の8	(1)提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。			
	(2)(1)の苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録していますか。			
	(3)苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。			
	(4)提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)			
	(5)市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)			
	(6)提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 →事例:(有 ・ 無)			
	(7)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 →事例:(有 ・ 無)			
29. 地域との連携等 条例第58条準用条例 第38条 予防条例第54条の9	(1)提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。 「市が実施する事業」 →介護相談員派遣事業、老人クラブ、婦人会、その他の非営利団体、住民の協力を得て行う事業が含まれる。			
	(2)事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。			

点検項目	確認事項	点検	結果	「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その他
30. 事故発生時の対応 条例第58条準用条例 第39条 予防条例第54条の10	(1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 →事故事例(有・無) →事故対応マニュアル等(有・無)			
	(2)(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。また、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 →事故の記録(有・無) → 有の場合、市への報告(有・無) →従業者への周知(有・無) → 周知の方法(_	
	(3)利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 > 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 → 損害賠償保険への加入 (有・無)			
31. 虐待の防止 条例第58条準用条例 第39条の2 予防条例第262条準 用予防条例第54条の 10の2	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。②事業所において、訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための折修を定期的に実施すること。④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ▶虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 (※)身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者			
32. 会計の区分 条例第58条準用条例 第40条 予防条例第54条の11	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。			
33. 記録の整備 条例第57条 予防条例第55条	(1)従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。			

点検項目	確認事項	点検結果		「不適」の場合の事由
及び根拠法令等		適	不適	及び改善方法、その他
33. 記録の整備 条例第57条 予防条例第55条	(2)利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ①提供した具体的なサービスの内容等の記録 ②身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ③利用者に関する市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録			
34. 電磁的記録等 条例第276条 予防条例第266条	1 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サー供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例のすて書面(被保険者証に関するものを除く。)で行うことが規定されているなれるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録によりできる。 2 指定居宅(介護予防)サービス事業者及び指定居宅(介護予防)サー供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する手で大行等」という。)のうち、条例の規定において書面で行うことが規定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面で磁的方法によることができる。	現定に なけうこ ビス(り た)	お定とが提下又	
V 変更の届出	」 生			
火 炎 犬 () が () が () で () で () で () で () で () で ()	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内に、事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を市に届け出ていますか。 ①事業所の名称及び所在地 ②代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③登記事項証明書又は条例等 ④事業所の平面図 ⑤管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥運営規程 ⑦事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項			